

広島県告示第六百八十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十三条の規定によって、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定の辞退があった。

平成十九年六月十四日

広島県知事 藤田雄山

名称	所在地	辞退年月日
ワカサ・リハビリ病院	広島市東区東山町一五番一号	平成一九年三月二日
林クリニック	広島市佐伯区湯来町下九八七	平成一九年三月二日